



気 監 第 3 1 5 号

令和 5年 2月 17日

気仙沼市長 菅 原 茂 様

気仙沼市監査委員 生 駒 利 夫

気仙沼市監査委員 村 上 佳 市

定期監査の結果について（通知）

地方自治法第199条第4項の規定により令和3年度分に係る定期監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり報告します。

保健福祉部

令和4年度 定期監査結果報告

(保健福祉部)

次の監査を気仙沼市監査基準(令和2年監査委員告示第3号)に従って実施した。

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

保健福祉部 社会福祉課，子ども家庭課，高齢介護課，地域包括ケア推進課及び健康増進課，並びに保育所，こども園，児童館，児童センター，幼稚園に係る令和3年度分の財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

3 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事業の管理又は事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか。
- (3) 事務の執行は法令に基づいて適正に行われているか。

4 監査の主な実施内容

令和3年度に執行された事務事業について，関係書類を調査するとともに，担当職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の実施場所及び実施日

実施部署	実施場所	実施日
社会福祉課	監査委員室	令和4年11月25日
子ども家庭課	監査委員室	令和4年10月31日
高齢介護課	監査委員室	令和4年11月11日
地域包括ケア推進課	監査委員室	令和4年11月11日
健康増進課	監査委員室	令和4年11月4日

実施部署	実施場所	実施日
赤岩児童館	同所	令和4年10月21日
牧沢きぼう保育所，かやの実保育所， 唐桑保育所	同所	令和4年10月24日
階上保育所，津谷保育所，津谷幼稚園 上記以外の保育等関連施設15施設	同所 監査委員室※1	令和4年10月25日

※1 書類監査のみ実施

6 監査の結果

令和3年度の財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行は，おおむね適正に執行しているものと認められた。

なお，以下，是正や改善等が必要と思われるものを指導注意事項，検討していただきたいものを意見としてまとめたので，留意のうえ事務を執行されたい。

(指導注意事項)

健康増進課が発注した物品の賃貸借契約について，1台当たりの月額単価による特命随意契約ではあるが，業者への見積り依頼文書には，単価契約であることや契約期間等の契約に関する必要な事項が記載されていないものがあつた。今後，契約に関する文書事務に十分注意されたい。

また，感染症クリニックから健康増進課への診療における自己負担分（感染可能性のある現金を密封した梱包物）の運搬にあつても現金取扱員が行うことが望ましいので，改められたい。

さらに，同課が支出する団体への補助金の額の確定通知が出納整理期間後に行われたものがあつたので，年度終了後，遅滞なく額の確定を行うようにされたい。

(意見)

時間外勤務については，年間360時間の目標上限時間数や定時退庁日の設定などにより，市職員全体としては縮減傾向にあるものの，特定の職員への集中や目標上限時間数を超えていたケースが見られた。

時間外勤務の縮減は，経費の削減の点ではもちろんのこと，職員の心身の健康保持の観点からも重点的に取り組むべき事項であるので，引き続き，業務の平準

化や効率化などによる縮減に努められたい。

また、夏季休暇について、職員は3日間取得できるものであるが、貴部内において少数ではあるが、全て取得しなかった職員がいた。夏季休暇は職員の心身のリフレッシュと健康の維持増進を図るものであり、職員が必ず取得できるよう配慮して業務を進めてもらいたい。